

26水管第1736号
平成26年11月26日

水産政策審議会

会 長 山下 東子 殿

農林水産大臣 西川 公也

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本
計画の検討等について（諮問第245号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の
規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成25年11月27
日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同
条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた
場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第
9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画 変更新旧対照表

改正案	現行
<p data-bbox="271 293 920 325">海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p data-bbox="555 379 875 411"><u>平成26年11月26日</u></p> <p data-bbox="125 595 869 627">第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針</p> <p data-bbox="143 683 315 715">1 基本理念</p> <p data-bbox="154 727 1081 970">排他的経済水域等における水産資源は、我が国が主権ないし主権的権利を有する資源であることから、科学的知見に基づき適切に管理することにより、その持続的利用を確保し、水産業の健全な発展と水産物の安定供給の確保を図ることが必要である。その場合、水産資源の保存・管理の担い手が漁業者であることに鑑み、漁業者の積極的な取組を助長するよう所要の施策を講ずるものとする。</p> <p data-bbox="197 986 327 1018">このため、</p> <p data-bbox="154 1031 1081 1233">(1) 水産資源の動向、他の水産資源との関係等の生物学的知見を踏まえ、水産物供給の担い手である漁業の経営状況等にも十分配慮しながら、水産政策審議会、漁業調整委員会等において関係者の合意を形成しつつ、漁獲量及び漁獲努力量について適切な資源管理方策を実施する。</p> <p data-bbox="154 1249 1081 1361">(2) また、資源及び漁業の特性に応じて、魚種や系群ごとの資源状況を踏まえた具体的な資源管理措置を漁業種類ごと及び必要に応じ地域や期間ごとに定め、適切な資源管理を推進する。</p> <p data-bbox="143 1422 577 1453">2 漁獲量及び漁獲努力量の管理</p>	<p data-bbox="1267 293 1917 325">海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p data-bbox="1552 379 2000 499"><u>平成25年11月27日公表</u> <u>平成26年 2月25日一部改正</u> <u>平成26年 5月28日一部改正</u></p> <p data-bbox="1122 595 1865 627">第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針</p> <p data-bbox="1140 683 1312 715">1 基本理念</p> <p data-bbox="1151 727 2078 970">排他的経済水域等における水産資源は、我が国が主権ないし主権的権利を有する資源であることから、科学的知見に基づき適切に管理することにより、その持続的利用を確保し、水産業の健全な発展と水産物の安定供給の確保を図ることが必要である。その場合、水産資源の保存・管理の担い手が漁業者であることに鑑み、漁業者の積極的な取組を助長するよう所要の施策を講ずるものとする。</p> <p data-bbox="1193 986 1323 1018">このため、</p> <p data-bbox="1151 1031 2078 1233">(1) 水産資源の動向、他の水産資源との関係等の生物学的知見を踏まえ、水産物供給の担い手である漁業の経営状況等にも十分配慮しながら、水産政策審議会、漁業調整委員会等において関係者の合意を形成しつつ、漁獲量及び漁獲努力量について適切な資源管理方策を実施する。</p> <p data-bbox="1151 1249 2078 1361">(2) また、資源及び漁業の特性に応じて、魚種や系群ごとの資源状況を踏まえた具体的な資源管理措置を漁業種類ごと及び必要に応じ地域や期間ごとに定め、適切な資源管理を推進する。</p> <p data-bbox="1140 1422 1574 1453">2 漁獲量及び漁獲努力量の管理</p>

資源水準に見合った漁獲を実現するため、資源量並びに漁獲量及び漁獲努力量を的確に把握しつつ、TAC（漁獲可能量）及びTAE（漁獲努力可能量）の設定及び管理、許可漁業及び漁業権漁業の規制等により我が国漁業の管理を行うとともに、許可制度等により外国人漁業及び遊漁の管理を行う。

また、これらの管理措置の実効を確保するための指導及び監督を行う。

3 資源管理指針・資源管理計画の推進

海洋生物資源の資源状況は、海域ごと、魚種や系群ごとにそれぞれ異なるが、資源状況や当該資源を利用する漁業実態等を踏まえた適切な資源管理措置を講じることにより、資源状況の回復・維持を図る必要がある。そのため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、計画的かつ機動的な資源管理を図る。

この場合、計画的に資源管理に取り組む意欲のある者が、減収を恐れずにこれらの取組を実施することができるよう、資源管理・収入安定対策を講じる。

第2 特定海洋生物資源ごとの動向に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源ごとの動向

(1) さんまの動向

我が国周辺水域で漁獲対象とされるさんまは、北西太平洋に広く分布し、これらが秋季に日本近海に来遊する。

2013年の日本の漁獲量は14.8万トンであり、2000年以降で初めて15万トンを下回った。

日本のさんま棒受網漁船のCPUE（1操業当たりの漁獲量）から資源水準は中位、過去5年間（2010年～2014年）の資源量

資源水準に見合った漁獲を実現するため、資源量並びに漁獲量及び漁獲努力量を的確に把握しつつ、TAC（漁獲可能量）及びTAE（漁獲努力可能量）の設定及び管理、許可漁業及び漁業権漁業の規制等により我が国漁業の管理を行うとともに、許可制度等により外国人漁業及び遊漁の管理を行う。

また、これらの管理措置の実効を確保するための指導及び監督を行う。

3 資源管理指針・資源管理計画の推進

海洋生物資源の資源状況は、海域ごと、魚種や系群ごとにそれぞれ異なるが、資源状況や当該資源を利用する漁業実態等を踏まえた適切な資源管理措置を講じることにより、資源状況の回復・維持を図る必要がある。そのため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、計画的かつ機動的な資源管理を図る。

この場合、計画的に資源管理に取り組む意欲のある者が、減収を恐れずにこれらの取組を実施することができるよう、資源管理・収入安定対策を講じる。

第2 特定海洋生物資源ごとの動向に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源ごとの動向

(1) さんまの動向

我が国周辺水域で漁獲対象とされるさんまは、北西太平洋に広く分布し、これらが秋季に日本近海に来遊する。

2012年の日本の漁獲量は、21.8万トンであり、2年連続で20万トンを超えた。

資源水準は、過去のCPUE（1操業当たりの漁獲量）との比較において、中位水準にあると判断される。また、資源量は過去5年間

が減少と増加を繰り返していることから動向は横ばいと判断されるが、2010年以降の資源量及び親魚量は、2009年以前と比べて少なくなっており、資源量は中期的には減少傾向にある。

(2) すけとうだらの動向

我が国周辺水域のすけとうだらは、北海道周辺及び東北沿岸に分布しており、生息域の分布等によって太平洋北部に分布する太平洋系群、日本海北部に分布する日本海北部系群、オホーツク海に分布するオホーツク海南部及び根室海峡に産卵場を有する根室海峡の4つの評価単位に分かれている。

この中で最も資源の大きな太平洋系群は、2005年級群が卓越年級群となり良い加入となったものの、その後続く良い加入は確認されていない。2013年の資源量は91万トンであり、2歳以上の資源量から資源水準は中位、過去5年間（2009年～2013年）の資源量の推移から動向は減少と判断される。日本海北部系群は、2006年級群の良い加入があったものの、その後の加入は悪く、資源量から資源水準は低位、過去5年間（2009年～2013年）の資源量の推移から動向は減少と判断される。ただし、2012年級群の加入は良い模様である。オホーツク海南部は、資源量指数から資源水準は中位、沖合底びき網漁業のCPUE（1網当たりの漁獲量）の推移から動向は増加と判断される。根室海峡は、総漁獲量から資源水準は低位、動向は横ばいと判断される。

(3) まあじの動向

我が国周辺水域のまあじは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群とに大別されるが、当該資源の分布域は資源状態により大きく異なり、両系群は一部水域において混在して分布している。

太平洋系群及び対馬暖流系群の2013年の資源量はそれぞれ6万トン、44万トンであり、太平洋系群及び対馬暖流系群は、共に、親魚量から資源水準は中位、過去5年間（2009年～2013年）

（2009年～2013年）で減少と増加を繰り返していることから、動向は横ばいと判断される。

(2) すけとうだらの動向

我が国周辺水域のすけとうだらは、北海道周辺及び東北沿岸に分布しており、生息域の分布等によって太平洋北部に分布する太平洋系群、日本海北部に分布する日本海北部系群、オホーツク海に分布するオホーツク海南部及び根室海峡に産卵場を有する根室海峡の4つの評価単位に分かれている。この中で最も資源の大きな太平洋系群は、2005年級群が卓越年級群となり良い加入となったものの、その後続く良い加入は確認されておらず、2013年の資源量は85万トンであり、2歳以上の資源量から資源水準は中位、過去5年間（2008年～2012年）の資源量の推移から動向は減少と判断される。日本海北部系群は、2006年級群の良い加入があったものの、その後の加入は悪く、資源量から資源水準は低位、過去5年間（2008年～2012年）の資源量の推移から動向は減少と判断されるが、2012年級群の発生は良い模様である。オホーツク海南部は、資源量指数から資源水準は中位、沖合底びき網漁業のCPUE（1網当たりの漁獲量）の推移から動向は増加と判断される。根室海峡は、総漁獲量から資源水準は低位、動向は横ばいと判断される。

(3) まあじの動向

我が国周辺水域のまあじは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群とに大別されるが、当該資源の分布域は資源状態により大きく異なり、両系群は一部水域において混在して分布している。太平洋系群及び対馬暖流系群の2013年資源量はそれぞれ4万トン、55万トンで、太平洋系群は、資源量から資源水準は低位、動向は減少、対馬暖流系群は、資源量から資源水準は中位、動向は増加と判断される。

の資源量の推移から動向は横ばいと判断される。

当該資源は、新規加入群の状況及び海域によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(4) まいわしの動向

我が国周辺水域のまいわしは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群とに大別される。当該資源は、これまで数十年単位で大きく変動してきており、その資源状況によって分布域が大きく変化することが知られている。両系群とも1988年から1989年を境として漁獲量が大幅に減少し、近年は低い水準で推移してきた。

太平洋系群は、2010年級群の加入が良く、2013年の資源量は71万トンであり、資源量と親魚量から資源水準は中位、過去5年間（2009年～2013年）の資源量の推移から動向は増加と判断される。対馬暖流系群は、2013年の資源量は25万トンであり、親魚量から資源水準は中位、過去5年間（2009年～2013年）の資源量の推移から動向は増加と判断される。

当該資源は、新規加入群の状況及び海域によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(5) まさば及びごまさばの動向

我が国周辺水域のまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群に、また、ごまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と主に東シナ海に分布する東シナ海系群に大別され、それぞれ両系群は一部水域において混在して分布している。全般としては、ごまさばは、まさばに比べ南方域に分布しているが、近年、太平洋では北海道沖合まで分布が見られている。

まさば太平洋系群は、2004年、2007年、2009年と豊度の高い加入があり、2013年の資源量は136万トンである。親魚量から資源水準は低位と判断されるが、未成魚が増加しており、親魚量の増加が見込まれる。過去5年間（2009年～2013年）

当該資源は、新規加入群の状況及び海域によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(4) まいわしの動向

我が国周辺水域のまいわしは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群とに大別される。当該資源は、これまで数十年単位で大きく変動してきており、その資源状況によって分布域が大きく変化することが知られている。両系群とも1988年から1989年を境として漁獲量が大幅に減少し、近年は低い水準で推移してきた。

当該資源の状況は、太平洋系群は、2010年級群の加入が良く、資源量と親魚量から資源水準は中位、2013年の資源量は74万トンであり、資源量の推移から動向は増加と判断される。対馬暖流系群は、親魚量から資源水準は中位、2013年の資源量は24万トンであり、過去5年間（2008年～2012年）の資源量が増加傾向にあることから、動向は増加と判断される。

しかし、当該資源は、新規加入群の状況及び海域によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(5) まさば及びごまさばの動向

我が国周辺水域のまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群に、また、ごまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と主に東シナ海に分布する東シナ海系群に大別され、それぞれ両系群は一部水域において混在して分布している。全般としては、ごまさばは、まさばに比べ南方域に分布しているが、近年、太平洋では北海道沖合まで分布がみられている。

資源の状況は、まさばは、太平洋系群の資源水準は資源量と親魚量から中位、2004年・2007年・2009年と豊度の高い加入があり資源量は2013年167万トンで、資源量と親魚量の推移から動向は増加と判断される。対馬暖流系群の資源量は2013年

の資源量の推移から動向は増加と判断される。まさば対馬暖流系群の2013年の資源量は43万トンで、資源量と親魚量から資源水準は低位、過去5年間（2009年～2013年）の資源量の推移から動向は減少と判断される。ごまさば太平洋系群の2013年の資源量は79万トンで、漁獲量と資源量から資源水準は高位、過去5年間（2009年～2013年）の資源量の推移から動向は横ばいと判断される。ごまさば東シナ海系群の2013年の資源量は13万トンで、資源量から資源水準は中位、過去5年間（2009年～2013年）の資源量の推移から動向は増加と判断される。

まさば及びごまさばは、共に新規加入群の状況によって変動が大きいことから、資源動向について今後とも注視する必要がある。

(6) するめいかの動向

我が国周辺水域のするめいかは、日本近海に広く分布し、季節により南北に大きく回遊するが、主に12月～3月に東シナ海で発生する冬季発生系群と、10月～12月に北陸沿岸域から東シナ海で発生する秋季発生系群とに大別される。

冬季発生系群の2014年の資源量は82万トンであり、資源尾数から資源水準は中位、過去5年間（2010年～2014年）の資源尾数の推移から動向は横ばいと判断される。秋季発生系群の2014年の資源量は235万トンと倍増し、過去最高を記録した。資源量から資源水準は高位、過去5年間（2010年～2014年）の資源量の推移から動向は横ばいと判断される。

当該資源は、海洋環境によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(7) ずわいがにの動向

我が国周辺水域のずわいがには、日本海大陸棚の縁辺部、大和堆、銚子以北の太平洋岸及びオホーツク海の水深150メートル～750メートルの範囲に分布し、生息域の分布によって、オホーツク海系群、太平洋北部系群、日本海系群及び北海道西部系群に分けられ

6.5万トンで、資源量と親魚量から資源水準は低位、動向は過去5年間（2008年～2012年）の資源量が横ばい傾向にあることから、横ばいと判断される。ごまさばは、太平洋系群の資源量は2013年99万トンで、漁獲量と1995年以降の資源量の推移から資源水準は高位、2008年以降の資源量の推移から動向は増加と判断される。東シナ海系群の資源量は2013年15万トンで資源量から資源水準は中位、動向は増加と判断される。

まさば及びごまさばは、共に新規加入群の状況によって変動が大きいことから、資源動向について今後とも注視する必要がある。

(6) するめいかの動向

我が国周辺水域のするめいかは、日本近海に広く分布し、季節により南北に大きく回遊するが、主に12月～3月に東シナ海で発生する冬季発生系群と、10月～12月に北陸沿岸域から東シナ海で発生する秋季発生系群とに大別される。

資源の状況は、資源量をみると、冬季発生系群は、2013年で65万トンであり、資源尾数から資源水準は中位、過去5年間（2009年～2013年）の資源尾数の推移から動向は減少と判断される。秋季発生系群は、近年中位～高位水準であり、2013年は115万トンとなり、資源量から資源水準は高位、過去5年間（2009年～2013年）の資源量の推移から動向は減少にあると判断される。

当該資源は、海洋環境によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

(7) ずわいがにの動向

我が国周辺水域のずわいがには、日本海大陸棚の縁辺部、大和堆、銚子以北の太平洋岸及びオホーツク海の水深150メートル～750メートルの範囲に分布し、生息域の分布によって、オホーツク海系群、太平洋北部系群、日本海系群及び北海道西部系群に分けられ

る。

この中で最も資源の大きな日本海系群は、富山県以西（A海域）では1990年代後半から資源は回復傾向にあり、資源密度指数から資源水準は中位、過去5年間（2010年～2014年）の資源量の推移から動向は減少と判断される。新潟県以北（B海域）では、資源密度指数の5年移動平均から資源水準は高位、過去5年間（2009年～2013年）の資源量の推移から動向は減少と判断される。また、オホーツク海系群は、沖合底びき網漁業のCPUE（1網当たりの漁獲量）から資源水準は低位、過去5年間（2010年～2014年）の分布密度の推移から動向は横ばい、太平洋北部系群は、資源量から資源水準は低位、過去5年間（2009年～2013年）の資源量の推移から動向は減少、北海道西部系群は、ずわいがにかご漁業のCPUE（1かご当たりの漁獲量）から資源水準は高位、過去5年間（2009年～2013年）のCPUEの推移から動向は増加と判断される。

2 第2種特定海洋生物資源ごとの動向

(1) 日本海西部海域のあかがれいの動向

日本海西部海域（新潟県以西）のあかがれいは、当該海域の水深150メートル～900メートルの広範囲にわたり分布している。当該海域のあかがれいの漁獲量は、1990年代前半から増加して2000年前後は3,500トン前後であったが、2006年頃から再び増加し、2007年以降は5,000トン台で推移している。2013年の漁獲量は5,429トンであった。しかし、沖合底びき網漁業のみで5,000トン以上漁獲していた1980年代前半と比べると、沖合底びき網漁業の資源密度指数は低く、資源水準は中位、過去5年間（2009年～2013年）の沖合底びき網漁業の資源密度指数の推移から動向は横ばいと判断される。

る。資源の状況をみると、この中で最も資源の大きな日本海系群は、富山県以西（A海域）では1990年代後半から資源は回復傾向にあり、資源密度指数から以前は低位であった資源水準が中位に回復した。2009年以降の資源量の推移から、資源動向は横ばいと判断される。新潟県以北（B海域）では、資源密度指数の5年移動平均から資源水準は高位、資源量の推移から動向は横ばいと判断される。また、オホーツク海系群は、沖合底びき網漁業のCPUE（1網当たりの漁獲量）から資源水準は低位で動向は分布密度の推移から横ばい、太平洋北部系群は、資源量から資源水準は中位で動向は減少、北海道西部系群は、ずわいがにかご漁業のCPUE（1かご当たりの漁獲量）から資源水準は高位で動向は増加であると判断される。

2 第2種特定海洋生物資源ごとの動向

(1) 日本海西部海域のあかがれいの動向

日本海西部海域のあかがれいは、当該海域の水深150メートル～900メートルの広範囲にわたり分布している。当該海域のあかがれいを主として漁獲する沖合底びき網漁業の漁獲量は、データが揃っている1991年以降の新潟県以西の漁獲量をみると、1995年頃まで増加を続け、その後は3,000トン台で安定していた。漁獲量や沖合底びき網漁業の資源密度指数の推移から動向は横ばい、2012年の漁獲量は近年の最高値であった2011年の6,158トンよりやや減少したものの5,800トンであった。しかし、沖合底びき網漁業のみで5,000トン以上漁獲していた1980年代前半と比べると、沖合底びき網漁業の資源密度指数は低く資源水準は依然中位であると判断される。

(2) 宗谷海峡海域のいかなごの動向

宗谷海峡海域のいかなごは、当該海域の水深40メートル～80メートルに分布している。当該海域の近年のいかなご類の漁獲量は1995年の5.6万トン^{をピークに減少傾向にある。}2013年の漁獲量は、1980年以降で最低であった2012年の3,151トンから増加し、7,020トンであった。

沖合底びき網漁業のCPUE（1網当たりの漁獲量）の推移や近年の漁獲物体長組成などから、資源水準は低位、動向は減少と判断される。

(3) 太平洋北部海域のさめがれいの動向

太平洋北部海域のさめがれいは、当該海域の水深150メートル～1,000メートルの広範囲にわたり分布している。当該海域のさめがれいを主として漁獲する東北海区の沖合底びき網漁業による漁獲量は、1978年の6,329トン^{をピークに減少し、1998年には108トンとなった。}その後、やや増加し、200トン台で推移していたが、2011年には東日本大震災の影響で118トン^{に減少し、2013年は197トンであった。}

沖合底びき網漁業のCPUE（1網当たりの漁獲量）の推移から、資源水準は低位、動向は横ばいと判断される。

(4) 瀬戸内海海域のさわらの動向

瀬戸内海海域のさわらは、冬を紀伊水道以南の太平洋沿岸及び伊予灘・豊後水道域で過ごし、春には紀伊水道及び豊後水道を経て内海へ来遊し、秋に外海へ移出する。

瀬戸内海におけるさわらの漁獲量は、1986年の6,378トン^{をピークに減少し、1998年には199トンとなった。}その後は徐々に増加し、2013年には1,782トン^{まで回復した。}資源量も漁獲量の推移と同様の傾向を示しており、1998年には1987年以降で最低となる704トン^{であったが、その後回復し、2013年は4,926トン^{であった。}}

(2) 宗谷海峡海域のいかなごの動向

宗谷海峡海域のいかなごは、当該海域の水深40メートル～80メートルに分布している。当該海域の近年のいかなご類の漁獲量は1995年の56,000トン^{をピークに減少傾向にある中で、2012年は前年を大きく下回り、1980年以降で最低の3,000トン^{に減少した。}}

資源状態の指標である沖合底びき網漁業の過去のCPUE（1網当たりの漁獲量）の動向や近年の漁獲物体長組成などから資源水準は低位で、動向は減少と判断される。

(3) 太平洋北部海域のさめがれいの動向

太平洋北部海域のさめがれいは、当該海域の水深150メートル～1,000メートルの広範囲にわたり分布している。当該海域のさめがれいを主として漁獲する東北海区の沖合底びき網漁業による漁獲量は、1978年の6,300トン^{をピークにその後年々減少し、1998年には108トンまで減少した。}その後、やや増加し、200トン台で推移していたが、2011年には東日本大震災の影響で157トン^{と減少したが、2012年は200トン^{まで回復した。}}

沖合底びき網漁業のCPUE（1網当たりの漁獲量）から資源水準は低位で、動向は横ばいと判断される。

(4) 瀬戸内海海域のさわらの動向

瀬戸内海海域のさわらは、冬を紀伊水道以南の太平洋沿岸及び伊予灘・豊後水道域で過ごし、春には紀伊水道及び豊後水道を経て内海へ来遊し、秋に外海へ移出する。

瀬戸内海におけるさわらの漁獲量は、1986年には6,378トン^{であったが、1998年には199トン^{にまで減少した。}その後は徐々に増加し、2012年は1,765トン^{まで回復した。}資源量は、1998年を最低水準として2003年には3,645トン^{まで回復した。}その後は緩やかに減少し、2007年は2,903トン^{となったが、2012年は4,980トン^{となった。}}}

資源量から資源水準は低位、過去5年間(2009年～2013年)の資源尾数と資源量の推移から動向は増加と判断される。

(5) 伊勢湾・三河湾海域のとらふぐの動向

伊勢湾・三河湾海域のとらふぐ資源は、不定期に発生する卓越年級群の動向により大きく変動する。1999年及び2001年級群が卓越したことによって、2002年漁期の資源量は高い水準にあったが、2002年以降、卓越年級群の発生は確認されていない。2006年級群が比較的大きい規模で加入したことから2006年～2009年の漁獲量は200トン前後で安定的に推移したが、2010年～2012年級群の加入が近年の最低水準にとどまったため、2011年以降は100トンを下回る不漁が続いており、2013年の漁獲量は67トンと過去最低となった。

資源量の推移から、資源水準は低位、動向は減少と判断される。

(6) 日本海北部海域のまがれいの動向

日本海北部海域のまがれいは、当該海域の水深150メートル以浅に分布している。当該海域のまがれいの漁獲量は、1986年と1994年にピークが見られるものの、1998年にかけて半減し、その後も緩やかな減少傾向が続いている。2013年の漁獲量は、1993年以降の最低水準である2009年の225トン及び2010年の235トンに次ぐ240トンであった。

漁獲量の推移から資源水準は低位、動向は横ばいと判断される。

資源量から資源水準は低位、資源尾数と資源量の推移から動向は増加と判断される。

(5) 伊勢湾・三河湾海域のとらふぐの動向

伊勢湾・三河湾海域のとらふぐ資源は、不定期に発生する卓越年級群の動向により大きく変動する。1999年及び2001年級群が卓越したことによって、2002年漁期の資源量は高い水準にあったが、2002年級群が平年並み、2003年級群・2004年級群は低い水準にとどまった。その後、2005年級群がやや回復傾向を示すとともに2006年級群が比較的大きい規模で加入したことから資源状態は好転し、その後、安定的に推移していたが、2009年及び2010年級群の加入は近年の最低水準にとどまっている。2010年以降の漁獲量は200トンを下回る不漁が続いており、2012年の漁獲量は82トンと過去最低水準となっている。

資源量から資源水準は低位、過去5年間(2008年～2012年)の資源量が減少していることから、動向は減少と判断される。

(6) 日本海北部海域のまがれいの動向

日本海北部海域のまがれいは、当該海域の水深150メートル以浅に分布している。当該海域のまがれいの漁獲量が把握されている1980年以降の新潟県と秋田県の漁獲量の推移をみると、1986年と1994年に漁獲量のピークが見られるものの、1995年から1997年に大幅に減少し、その後緩やかな減少傾向が続いていた。1993年以降データが揃う4県(青森～新潟)の漁獲量は、2005年に200トン台を記録したものの、2008年までは300トン台の横ばいで推移した。2009年には232トン、2010年には245トンと1993年以降の最低水準を示したが、2012年は287トンに増加した。

漁獲量から資源水準は低位、2008年以降の漁獲量の推移から動向は横ばいと判断される。

(7) 周防灘海域のまこがれいの動向

周防灘海域のまこがれいは、当該海域の沿岸から沖合までの水深10メートル以深に生息している。当該海域のまこがれいの漁獲量が推定されている1980年以降の推移をみると、1980年の713トン
をピークに減少を続け1993年に一時的に回復したものの、1994
年から再び減少し、2004年には127トンまで減少したが、その後
増加し、2006年は219トンとなったが、その後は再び減少して
いる。

関係県の調査による小型底びき網標本船のCPUE（1網当たりの
漁獲量）及び推定漁獲量から、資源水準は低位、動向は横ばいと判
断される。

(8) 太平洋北部海域のやなぎむしがれいの動向

太平洋北部海域におけるやなぎむしがれいは、当該海域の水深5
0メートル～200メートルで漁獲される。やなぎむしがれいを主
として漁獲している沖合底びき網漁業による漁獲量は長期的に大き
く変動しており、近年では1990年代中盤から急激に増加し、1
998年～1999年には240トン以上となり、過去最高の漁獲
を記録した。その後減少に転じ、2001年～2008年には76
トン～108トンで比較的安定していた。2010年は152トン
に増加したが、2011年以降は東日本大震災の影響で大きく減少
し、2013年の漁獲量は62トンであった。

沖合底びき網漁業のCPUE（1網当たりの漁獲量）と資源量の推
移から、資源水準は中位、動向は減少と判断される。

(9) 太平洋南部海域のやりいかの動向

太平洋南部におけるやりいかの漁獲量は、1988年には2,29
1トンあったが、1991年に急減して371トンになり、それ以
降500トンを下回っている。2006年に入って中・南部海域に
おいて豊度の高い発生群が出現したことから、2007年の漁獲量

(7) 周防灘海域のまこがれいの動向

周防灘海域のまこがれいは、当該海域の沿岸から沖合までの水深1
0メートル以深に生息している。当該海域のまこがれいの漁獲量が
推定されている1980年以降の推移をみると、1980年の713トン
をピークに減少を続け1993年に一時的に回復したものの、1994
年から再び減少し、2004年には127トンまで減少したが、その後
増加し、2006年は219トンとなったが、その後は再び減少して
いる。

関係県の調査による小型底びき網標本船のCPUE（1網当たりの
漁獲量）及び推定漁獲量から、資源水準は低位、CPUEは201
1年に比べると増加しているものの、依然として漁獲が少ないこと
から動向は横ばいと判断される。

(8) 太平洋北部海域のやなぎむしがれいの動向

太平洋北部海域におけるやなぎむしがれいは、当該海域の水深5
0メートル～200メートルで漁獲される。やなぎむしがれいを主
として漁獲している沖合底びき網漁業による漁獲量は長期的に大き
く変動しており、近年では1990年代中盤から急激に増加し、1
998年～1999年には240トン以上となり、過去最高の漁獲
を記録した。その後減少に転じ、2001年～2008年には76
トン～108トンで比較的安定していた。2010年は152トン
に増加したが、2011年及び2012年は東日本大震災の影響も
あり、それぞれ58トン、55トンとなっている。

沖合底びき網漁業の漁獲量とCPUE（1網当たりの漁獲量）の変
化などから、資源水準は高位で、動向は増加と判断される。

(9) 太平洋南部海域のやりいかの動向

太平洋中・南部におけるやりいかの漁獲量は、1990年代以降急
減して、両海域での漁獲量の合計が1,000トンを下回るようにな
り、近年では206トン～868トン前後で推移している。

2006年に入って中・南部海域において豊度の高い発生群が出現

は333トンに増加したが、その後減少し、2012年には78トンとなった。2013年の漁獲量は204トンに増加した。

沖合底びき網漁業のCPUE（1網当たりの漁獲量）の推移から、太平洋南部海域の資源水準は中位、動向は横ばいと判断される。

第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能性に関する事項

1 漁獲可能性の設定は、当面の間（平成24年以降5年間程度）2の漁獲可能性の設定に係る第1種特定海洋生物資源の中期的管理方針に沿って行うものとする。

2 漁獲可能性の設定に係る第1種特定海洋生物資源の中期的管理方針

(1) さんま

漁獲量の増大により漁獲金額が減少する傾向に留意し、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、資源に悪影響を与えない範囲内において、漁獲可能性を設定するものとする。

(2) すけとうだら

日本海北部系群及び太平洋系群については、近年の海洋環境等が資源の増大に好適な状態にあるとは認められない。このため、資源水準の低下が顕著となっている日本海北部系群については、資源の減少に歯止めをかけることを目指して管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。太平洋系群については、一定の親魚量を確保することにより資源水準の維持を基本として、漁獲動向に注意しつつ、管理を行うものとする。

その他の系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り

し、2006年の漁獲量は、649トンに増加し、2007年にはさらに868トンにまで増加したが、2012年には349トンと減少した。

沖合底びき網漁業のCPUE（1網当たりの漁獲量）から、南部海域を含む太平洋全体の資源水準は高位、動向は増加と判断される。

第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能性に関する事項

1 漁獲可能性の設定は、当面の間（平成24年以降5年間程度）2の漁獲可能性の設定に係る第1種特定海洋生物資源の中期的管理方針に沿って行うものとする。

2 漁獲可能性の設定に係る第1種特定海洋生物資源の中期的管理方針

(1) さんま

漁獲量の増大により漁獲金額が減少する傾向に留意し、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、資源に悪影響を与えない範囲内において、漁獲可能性を設定するものとする。

(2) すけとうだら

日本海北部系群及び太平洋系群については、近年の海洋環境等が資源の増大に好適な状態にあるとは認められない。このため、資源水準の低下が顕著となっている日本海北部系群については、資源の減少に歯止めをかけることを目指して管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。太平洋系群については、一定の親魚量を確保することにより資源水準の維持を基本として、漁獲動向に注意しつつ、管理を行うものとする。

その他の系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り

組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。

(3) まあじ

太平洋系群については、資源水準の維持を基本方向として、管理を行うものとする。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

(4) まいわし

太平洋系群については、資源水準の維持若しくは増大を基本方向として、漁獲動向に注意しつつ、管理を行うものとする。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

(5) まさば及びごまさば

まさばの太平洋系群については、近年の海洋環境が当該資源の増大に不適な状態にあると認められないことから、優先的に資源の回復を図るよう、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

ごまさばの太平洋系群については、資源を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行うものとする。

組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。

(3) まあじ

太平洋系群については、資源水準の維持を基本方向として、管理を行うものとする。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

(4) まいわし

太平洋系群については、資源水準の維持若しくは増大を基本方向として、漁獲動向に注意しつつ、管理を行うものとする。

対馬暖流系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、大韓民国及び中華人民共和国等においても採捕が行われていることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持若しくは増大することを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

(5) まさば及びごまさば

まさばの太平洋系群については、近年の海洋環境が当該資源の増大に不適な状態にあると認められないことから、優先的に資源の回復を図るよう、管理を行うものとし、資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

ごまさばの太平洋系群については、資源を中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行うものとする。

まさばとごまさばのその他の系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行うものとする。また、まさばについては資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

(6) するめいか

高、中位にある資源が海洋環境の変化により大幅減少に転じる可能性があることから、資源動向の把握に努めつつ、海洋環境条件に応じた資源水準の維持を基本方向として管理を行う。資源水準の変動に際しては、関係漁業者の経営への影響が大きくなりすぎないように配慮を行うものとする。

(7) ずわいがに

日本海系群、太平洋北部系群及び北海道西部系群については、資源の維持若しくは増大を基本方向として、安定的な漁獲量を継続できるよう、管理を行うものとする。特に、日本海系群については、その主たる生息域に日韓北部暫定水域が含まれており、同水域で大韓民国漁船によっても採捕が行われていることから、同国との協調した管理に向けて取り組むものとする。

オホーツク海系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。

(削除)

まさばとごまさばのその他の系群については、大韓民国及び中華人民共和国等と我が国の水域にまたがって分布し、外国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、関係国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動も配慮しながら、管理を行うものとする。また、まさばについては資源管理計画に基づく取組の推進を図るものとする。

(6) するめいか

高、中位にある資源が海洋環境の変化により大幅減少に転じる可能性があることから、資源動向の把握に努めつつ、海洋環境条件に応じた資源水準の維持を基本方向として管理を行う。資源水準の変動に際しては、関係漁業者の経営への影響が大きくなりすぎないように配慮を行うものとする。

(7) ずわいがに

日本海系群、太平洋北部系群及び北海道西部系群については、資源の維持若しくは増大を基本方向として、安定的な漁獲量を継続できるよう、管理を行うものとする。特に、日本海系群については、その主たる生息域に日韓北部暫定水域が含まれており、同水域で大韓民国漁船によっても採捕が行われていることから、同国との協調した管理に向けて取り組むものとする。

オホーツク海系群については、ロシア連邦の水域と我が国の水域にまたがって分布し、同国漁船によっても採捕が行われていて我が国のみの管理では限界があることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、当面は資源を減少させないようにすることを基本に、我が国水域への来遊量の年変動にも配慮しながら、管理を行うものとする。

3 第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成25年7月～平成26年6月	338,000
2	すけとうだら	平成25年4月～平成26年3月	275,000
3	まあじ	平成25年1月～12月	214,000
4	まいわし	平成25年1月～12月	388,000
5	まさば及びごまさば	平成25年7月～平成26年6月	701,000
6	するめいか	平成25年1月～12月	329,000
7	ずわいがに	平成25年7月～平成26年6月	5,273

(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする(5に該当する場合を除く)。この場合において、管理の対象となる期間における当該資源の採捕の総量が、1及び2に基づいて設定した次表に掲げる数量(以下「漁獲可能量の基礎とする数量」という。)以内になるようにすることを目安とする。

(単位：トン)

第1種特定 海洋生物資源	漁獲可能量の 基礎とする数量
まあじ	204,000

3 第1種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成26年7月～平成27年6月	356,000
2	すけとうだら	平成26年4月～平成27年3月	<u>296,000</u>
3	まあじ	平成26年1月～12月	<u>234,200</u>
4	まいわし	平成26年1月～12月	429,000
5	まさば及びごまさば	平成26年7月～平成27年6月	902,000
6	するめいか	平成26年4月～平成27年3月	301,000
7	ずわいがに	平成26年7月～平成27年6月	4,961

(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする(5に該当する場合を除く)。

この場合において、管理の対象となる期間における当該資源の採捕の総量が、1及び2に基づいて設定した次表に掲げる数量(以下「漁獲可能量の基礎とする数量」という。)以内になるようにすることを目安とする。

(単位：トン)

第1種特定 海洋生物資源	漁獲可能量の 基礎とする数量
まあじ	<u>226,200</u>

4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成26年7月～平成27年6月	356,000
2	すけとうだら	平成26年4月～平成27年3月	<u>257,000</u>
3	まあじ	平成26年1月～12月	<u>226,200</u>
4	まいわし	平成26年1月～12月	429,000
5	まさば及びごまさば	平成26年7月～平成27年6月	902,000
6	するめいか	平成26年4月～平成27年3月	301,000
7	ずわいがに	平成26年7月～平成27年6月	4,961

(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする(5に該当する場合を除く)。

(新規)

	第1種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成27年7月～平成28年6月	
2	すけとうだら	平成27年4月～平成28年3月	
3	まあじ	平成27年1月～12月	212,400
4	まいわし	平成27年1月～12月	424,000
5	まさば及びごまさば	平成27年7月～平成28年6月	
6	するめいか	平成27年4月～平成28年3月	
7	ずわいがに	平成27年7月～平成28年6月	

(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする(5に該当する場合を除く)。

(注3) さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

5 漁海況の見通しが3又は4の表に定める漁獲可能量の基礎とした資源評価から想定される状況より大幅に改善されることが見込まれる場合には、速やかに資源を再評価し、漁獲可能量の改定を行うものとする。

また、その際、まいわしについては、海洋環境条件により資源状態が急激に増減するというその生物学的特性を踏まえ、漁業経営に悪影響を及ぼさないように、制度の運用を行うものとする。

6 漁獲可能量の管理を適切に行っていくためには、第1種海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について

5 漁海況の見通しが3又は4の表に定める漁獲可能量の基礎とした資源評価から想定される状況より大幅に改善されることが見込まれる場合には、速やかに資源を再評価し、漁獲可能量の改定を行うものとする。

また、その際、まいわしについては、海洋環境条件により資源状態が急激に増減するというその生物学的特性を踏まえ、漁業経営に悪影響を及ぼさないように、制度の運用を行うものとする。

6 漁獲可能量の管理を適切に行っていくためには、第1種海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての

のより詳細な科学的知見が必要であり、このため今後とも科学的知見を更に充実かつ緻密化していくこととする。

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

(削除)

より詳細な科学的知見が必要であり、このため今後とも科学的知見を更に充実かつ緻密化していくこととする。

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定 海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	235,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	164,600
3	まあじ	大中型まき網漁業	78,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	203,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	401,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	51,900
		大中型まき網漁業	16,000
		いか釣り漁業	66,500
		小型するめいか釣り漁業	91,600
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	3,806

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第6号)第1項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。)第1条第1項各号に掲げる漁業(特定大臣許可省令附則第14条の規定により特定大臣許可省令第3条第1項の規定が適用されないもの

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	242,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	<u>182,600</u>
3	まあじ	大中型まき網漁業	87,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	225,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	523,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	47,300
		大中型まき網漁業	14,600
		いか釣り漁業	60,500
		小型するめいか釣り漁業	83,400
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	3,355

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令(昭和38年政令第6号)第1項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第54号。以下「特定大臣許可省令」という。)第1条第1項各号に掲げる漁業(特定大臣許可省令附則第14条の規定

を除く。)をいう。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第3の3の注2の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	242,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	<u>160,600</u>
3	まあじ	大中型まき網漁業	87,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	225,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	523,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	47,300
		大中型まき網漁業	14,600
		いか釣り漁業	60,500
		小型するめいか釣り漁業	83,400
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	3,355

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記1と同様とする。

により特定大臣許可省令第3条第1項の規定が適用されないものを除く。)をいう。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第3の3の注2の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	
3	まあじ	大中型まき網漁業	87,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	223,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	
		大中型まき網漁業	
		いか釣り漁業	
		小型するめいか釣り漁業	
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記1と同様とする。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第3の4の注2の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第3の4の注2の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

(新規)

捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

(注3) さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

(削除)

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 第4の1の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第1種特定 海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	6,600
		(2) オホーツク海の海域	52,000
		(3) 太平洋の海域	106,000
2	ずわいがに	(1) A海域	2,979
		(2) B海域	29
		(3) D海域	375
		(4) E海域	423

(注1) 日本海の海域とは、北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線と東経129度59分52秒の線との両線間における日本海の海域（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。オホーツク海の海域とは、東経152度59分46秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線との両線間におけるオホーツク海の海域（法第2条第1項の排他的経済水域

等に限る。)をいう。太平洋の海域とは、東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域(法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。)をいう。

(注2) A海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項規制海域の欄第1号に掲げる海域(法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。)をいう。B海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項規制海域の欄第2号に掲げる海域(法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。)をいう。D海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項規制海域の欄第4号に掲げる海域(法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。)をいう。E海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項規制海域の欄第5号に掲げる海域(法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。)をいう。

1 第4の1の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位:トン)

	第1種特定 海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	6,600
		(2) オホーツク海の海域	53,000
		(3) 太平洋の海域	123,000
2	ずわいがに	(1) A海域	2,768
		(2) B海域	31
		(3) D海域	375
		(4) E海域	181

(注1) 日本海の海域とは、北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線と東経129度59分52秒の線との両

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位:トン)

	第1種特定 海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	6,600
		(2) オホーツク海の海域	53,000
		(3) 太平洋の海域	101,000
2	ずわいがに	(1) A海域	2,768
		(2) B海域	31
		(3) D海域	375
		(4) E海域	181

(注) 操業区域の欄の海域は、上記1と同様とする。

線間における日本海の海域（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。オホーツク海の海域とは、東経152度59分46秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線との両線間におけるオホーツク海の海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。太平洋の海域とは、東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

（注2）A海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項規制海域の欄第1号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。B海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項規制海域の欄第2号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。D海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項規制海域の欄第4号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。E海域とは、特定大臣許可省令別表第1のずわいがに漁業の項規制海域の欄第5号に掲げる海域（法第2条第1項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第1種特定 海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	
		(2) オホーツク海の海域	
		(3) 太平洋の海域	

（新規）

2	ずわいがに	(1) A海域	
		(2) B海域	
		(3) D海域	
		(4) E海域	

(注1) 操業区域の欄の海域は、上記1と同様とする。

(注2) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

(削除)

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去(平成20年～22年(するめいかについては平成21年～23年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1) さんま

(単位：トン)

<u>都道府県名</u>	<u>数 量</u>
--------------	------------

北海道	32,000
岩手県	5,000
三重県	3,000

宮城県、千葉県、静岡県、和歌山県、高知県及び長崎県については、若干とする。

(2) すけとうだら

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	107,900

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び新潟県については、若干とする。

(3) まあじ

(単位：トン)

都道府県名	数 量
和歌山県	4,000
島根県	44,000
山口県	6,000
愛媛県	5,000
長崎県	24,000
鹿児島県	6,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

(注) 第3の3の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(4) まいわし

(単位：トン)

都道府県名	数 量
千葉県	16,000
神奈川県	21,000
静岡県	14,000
愛知県	10,000
三重県	28,000
島根県	31,000
高知県	15,000

北海道、岩手県、宮城県、石川県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、若干とする。

(注) 第3の3の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(5) まさば及びごまさば

(単位：トン)

都道府県名	数 量
東京都	21,000
静岡県	19,000
三重県	43,000
和歌山県	12,000
島根県	23,000
高知県	9,000
長崎県	25,000
宮崎県	16,000
鹿児島県	17,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干

とする。

(注) 第3の3の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(6) するめいか

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、高知県、福岡県及び長崎県については、若干とする。

(7) ずわいがに

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	168
秋田県	31
山形県	59
新潟県	337
富山県	48
石川県	410
福井県	278
京都府	83

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) 沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、第3の3に定める漁獲可能量の範囲内において改定を行うものとする。

1 第3の3の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去(平成20年～22年(するめいかについては平成21年～23年)。以下本項において同じ。)の漁

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去(平成20年～22年(するめいかについては平成21年～23年)。以下本項において同じ。)の漁

獲実績がおおむね100トン未満（ずわいがににおいては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1) さんま

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	33,000
岩手県	5,000
三重県	3,000

宮城県、千葉県、静岡県、和歌山県、高知県及び長崎県については、若干とする。

(2) すけとうだら

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	110,900

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び新潟県については、若干とする。

(3) まあじ

(単位：トン)

都道府県名	数 量
-------	-----

獲実績がおおむね100トン未満（ずわいがににおいては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1) さんま

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	33,000
岩手県	5,000
三重県	3,000

宮城県、千葉県、静岡県、和歌山県、高知県及び長崎県については、若干とする。

(2) すけとうだら

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	93,900

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び新潟県については、若干とする。

(3) まあじ

(単位：トン)

都道府県名	数 量
-------	-----

和歌山県	4,000
島根県	<u>46,000</u>
山口県	6,000
愛媛県	5,000
長崎県	27,000
鹿児島県	7,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

(注) 第3の3の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(4) まいわし

(単位：トン)

都道府県名	数 量
千葉県	19,000
神奈川県	25,000
静岡県	16,000
愛知県	12,000
三重県	33,000
島根県	33,000
高知県	17,000

北海道、岩手県、宮城県、石川県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、若干とする。

(注) 第3の3の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(5) まさば及びごまさば

(単位：トン)

和歌山県	4,000
島根県	<u>38,000</u>
山口県	6,000
愛媛県	5,000
長崎県	27,000
鹿児島県	7,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

(注) 第3の4の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(4) まいわし

(単位：トン)

都道府県名	数 量
千葉県	19,000
神奈川県	25,000
静岡県	16,000
愛知県	12,000
三重県	33,000
島根県	33,000
高知県	17,000

北海道、岩手県、宮城県、石川県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、若干とする。

(注) 第3の4の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(5) まさば及びごまさば

(単位：トン)

都道府県名	数 量
東京都	27,000
静岡県	25,000
三重県	56,000
和歌山県	15,000
島根県	29,000
高知県	12,000
長崎県	32,000
宮崎県	21,000
鹿児島県	23,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

(注) 第3の3の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(6) するめいか

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、高知県、福岡県及び長崎県については、若干とする。

(7) ずわいがに

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	168
秋田県	34
山形県	64
新潟県	365

都道府県名	数 量
東京都	27,000
静岡県	25,000
三重県	56,000
和歌山県	15,000
島根県	29,000
高知県	12,000
長崎県	32,000
宮崎県	21,000
鹿児島県	23,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

(注) 第3の4の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(6) するめいか

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、高知県、福岡県及び長崎県については、若干とする。

(7) ずわいがに

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	168
秋田県	34
山形県	64
新潟県	365

富山県	28
石川県	352
福井県	208
京都府	83

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) 沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、第3の3に定める漁獲可能量の範囲内において改定を行うものとする。

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成23年～25年(するめいかにについては平成21年～23年)。以下本項において同じ。）の漁獲実績がおおむね100トン未満（ずわいがににおいては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかにについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1) さんま

(単位：トン)

都道府県名	数量

(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設

富山県	28
石川県	352
福井県	208
京都府	83

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) 沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、第3の4に定める漁獲可能量の範囲内において改定を行うものとする。

(新規)

定する。

(2) すけとうだら

(単位：トン)

<u>都道府県名</u>	<u>数 量</u>

(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(3) まあじ

(単位：トン)

<u>都道府県名</u>	<u>数 量</u>
<u>三重県</u>	<u>6,000</u>
<u>島根県</u>	<u>40,000</u>
<u>山口県</u>	<u>5,000</u>
<u>愛媛県</u>	<u>6,000</u>
<u>長崎県</u>	<u>26,000</u>
<u>鹿児島県</u>	<u>4,000</u>

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び宮崎県については、若干とする。

(注) 第3の4の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(4) まいわし

(単位：トン)

<u>都道府県名</u>	<u>数 量</u>
<u>千葉県</u>	<u>12,000</u>
<u>石川県</u>	<u>18,000</u>

三重県	28,000
島根県	57,000
長崎県	7,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、若干とする。

(注) 第3の4の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(5) まさば及びごまさば

(単位：トン)

都道府県名	数 量

(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(6) するめいか

(単位：トン)

都道府県名	数 量

(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(7) ずわいがに

(単位：トン)

都道府県名	数 量

(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第7 大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項

第7 大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項

漁業者等による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとする。

第8 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに漁獲努力可能量に関する事項

- 1 漁獲努力可能量の設定は、資源状況等を踏まえて資源の回復を図ることが必要な魚種を対象に、資源管理指針により減船、休漁、保護区域の設定などの漁獲努力量削減措置による効果の阻害となる漁獲努力量の増加を抑制させるために用いることとする。

(削除)

漁業者等による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとする。

第8 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量による管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに漁獲努力可能量に関する事項

- 1 漁獲努力可能量の設定は、資源状況等を踏まえて資源の回復を図ることが必要な魚種を対象に、資源管理指針により減船、休漁、保護区域の設定などの漁獲努力量削減措置による効果の阻害となる漁獲努力量の増加を抑制させるために用いることとする。

2 第2種特定海洋生物資源ごとの平成25年から始まる期間の漁獲努力可能量及び管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、以下の(1)～(8)のとおりとする。

(1) あかがれい

あかがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

あかがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。）のうち手繰第1種漁業（小型機船底びき網漁業取締規則（昭和27年農林省令第6号）第1条第1項第1号に規定する種類のものを用いる。以下同じ。）の漁獲努力量で22,320（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係 数
沖合底びき網漁	東経130度30分の	平成25年4月	2

<u>業（うち1そうびき）</u>	<u>線以東、東経137度の線以西の日本海（ただし北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く）</u>	<u>1日から平成25年5月31日まで</u>	
<u>沖合底びき網漁業（うち2そうびき）</u>	<u>東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海</u>	<u>平成25年4月1日から平成25年5月31日まで</u>	<u>6</u>
<u>小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）</u>	<u>石川県の地先水面から京都府の地先水面（日本海に限る）まで</u>	<u>平成25年4月1日から平成25年5月31日まで</u>	<u>1</u>

(2) いかなご

いかなごの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

いかなごの漁獲努力可能量は、1月から12月までの沖合底びき網漁業の漁獲努力量で616（隻日）とする。

<u>採捕の種類</u>	<u>海 域</u>	<u>期 間</u>
<u>沖合底びき網漁業</u>	<u>北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から</u>	<u>平成25年7月1日から平成25年8月31日まで</u>

74度00分の線以南のオ
ホーツク海

(3) さめがれい

さめがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さめがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で62,818(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係 数
沖合底びき網漁業	北緯42度1分東経143度9分2秒の点(旧幌泉灯台中心点)と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東、東経142度29分47秒の線以西の太平洋	平成25年5月1日から平成25年6月30日まで	10
	青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋	平成25年3月1日から平成25年4月30日まで	
	岩手宮城両県界正東の	平成25年2月1	

	線以南、茨城千葉両県界 正東の線以北、水深50 0メートル以深の太平 洋	日から平成25年 3月31日まで	
小型機船底びき 網漁業（うち手 繰第1種漁業）	青森県下北郡東通村尻 屋崎灯台中心点と北海 道函館市恵山岬灯台中 心点を結んだ線以東の 青森県の地先水面	平成25年5月1 日から平成25年 6月30日まで	1

(4) さわら

さわらの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さわらの漁獲努力可能量は、3月から翌年2月までのさわら流し網漁業（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成8年農林水産省令第31号。以下「省令」という。）第1条第6号に規定するさわら流し網漁業をいう。以下同じ。）の漁獲努力量で121、461（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係数
中型まき網漁業 （うちさわらを 採捕目的とする もの）	瀬戸内海	平成25年6月1 日から平成25年 8月31日まで	10
はなつぎ網漁業		平成25年5月6 日から平成25年 6月15日まで	5
さわら流し網漁	(1)瀬戸内海	平成25年4月1	1

業	(2)愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬突端と大分県大分市関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域（以下「宇和海」という）	日から平成25年7月31日まで及び平成25年9月1日から平成25年12月31日までの期間から府県別に定める期間	
さわら船びき網漁業	瀬戸内海	平成25年5月1日から平成25年6月15日まで	5

(注1) 中型まき網漁業とは、漁業法第66条第1項に規定する中型まき網漁業をいう。以下同じ。

(注2) はなつぎ網漁業とは、省令第1条第5号に規定するはなつぎ網漁業をいう。以下同じ。

(注3) さわら船びき網漁業とは、省令第1条第7号に規定するさわら船びき網漁業をいう。以下同じ。

(注4) 瀬戸内海とは、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第27条に規定する瀬戸内海海域をいう。以下同じ。

(5) とらふぐ

とらふぐの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

とらふぐの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業（小型機船底びき網漁業取締規則第1条第1項第3号に規定する種類のものをいう。以下同じ。）であつてとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業（小型機船底びき網漁業取締規則第1条第1項第5号に規定する種類のものをいう。以下同じ。）の漁獲努力量で7,953（隻日）とする。

採捕の種類	海 域	期 間
-------	-----	-----

小型機船底びき網漁業(うち手繰第3種漁業であつてとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業)	三河湾	平成25年10月1日から平成25年10月31日まで
小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	伊勢湾	平成25年11月1日から平成25年11月30日まで

(注1) 三河湾とは、愛知県知多郡南知多町大字師崎林崎及び同県同郡南知多町大字日間賀島尾張大磯灯標並びに愛知県田原市伊良湖町古山頂上を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。

(注2) 伊勢湾とは、三重県鳥羽市小浜町西崎、桃取町島ヶ崎、答志町長刀鼻、神島町ゴリ鼻及び神島町オーカ鼻並びに愛知県田原市伊良湖町古山頂上を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海域から三河湾を除いた海域をいう。以下同じ。

(6) まがれい

まがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で10,288(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係数
沖合底びき網漁	青森県東津軽郡龍飛崎	平成25年9月1	2

	<u>業</u>	<u>突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海</u>	<u>日から平成25年10月31日まで</u>	
	<u>小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）</u>	<u>秋田県の地先水面から山形県の地先水面まで</u>	<u>平成25年9月1日から平成25年10月31日まで</u>	<u>1</u>
	<u>小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）</u>	<u>次のア、イ、ウ、エの4点を順次結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</u> <u>ア 山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点</u> <u>イ アから西北西の線上1.5海里の点</u> <u>ウ 新潟市新川の最大高潮時における河口の中心点（以下「新川河口中心点」という。）と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から1.0海里の点</u> <u>エ 新川河口中心点</u>	<u>平成25年9月1日から平成25年10月31日まで</u>	<u>2</u>
	<u>かれい固定式刺し網漁業</u>	<u>秋田県の地先水面（ただし第2種共同漁業権水域を除く）</u> <u>山形県の地先水面</u>	<u>平成25年2月1日から平成25年3月31日まで</u>	<u>0.5</u>
			<u>平成25年3月1日</u>	<u>0.5</u>

日から平成25年
4月30日まで

(注) かれい固定式刺し網漁業とは、省令第1条第4号に規定するかれい固定式刺し網漁業をいう。以下同じ。

(7) まこがれい

まこがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まこがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業（小型機船底びき網漁業取締規則第1条第1項第2号に規定する種類のをいう。以下同じ。）及び手繰第3種漁業の漁獲努力量で16,260（隻日）とする。

採捕の種類	海 域	期 間
小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業)	周防灘	平成25年1月1日から平成25年2月10日まで

(注) 周防灘とは、次のア、イの2点を結んだ線及びウ、エ、オ、カの4点を順次結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。

ア 山口県下関市火ノ山下潮流信号所

イ 福岡県北九州市門司区門司埼灯台

ウ 大分県国東市国東港富来浦北防波堤灯台

エ 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点

オ 大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県光市大字室積村杵崎西端と大分県国東市国東港富来浦北防波堤灯台とを結ぶ線との交点

カ 山口県光市大字室積村杵崎西端

(8) やなぎむしがれい

やなぎむしがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

やなぎむしがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業の漁獲努力量で69, 346(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係 数
沖合底びき網漁業	宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋	平成25年4月1日から平成25年6月30日まで	10
小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	福島県の地先水面から茨城県の地先水面まで	平成25年4月1日から平成25年6月30日まで	1

2 第2種特定海洋生物資源ごとの平成26年から始まる期間の漁獲努力可能量及び管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、以下の(1)～(8)のとおりとする。

(1) あかがれい

あかがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

あかがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業(漁業法(昭和24年法律第267号)第66条

3 第2種特定海洋生物資源ごとの平成26年から始まる期間の漁獲努力可能量及び管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、以下の(1)～(8)のとおりとする。

(1) あかがれい

あかがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

あかがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で22, 320

第1項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。)のうち手繰第1種漁業(小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。以下同じ。)の漁獲努力量で22,320(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係 数
沖合底びき網漁業(うち1そうびき)	東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海(ただし北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く)	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで	2
沖合底びき網漁業(うち2そうびき)	東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで	6
小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	石川県の地先水面から京都府の地先水面(日本海に限る)まで	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで	1

(2) いかなご

いかなごの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類

(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係 数
沖合底びき網漁業(うち1そうびき)	東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海(ただし北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く)	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで	2
沖合底びき網漁業(うち2そうびき)	東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで	6
小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	石川県の地先水面から京都府の地先水面(日本海に限る)まで	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで	1

(2) いかなご

いかなごの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類

に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

いかなごの漁獲努力可能量は、1月から12月までの沖合底びき網漁業の漁獲努力量で616（隻日）とする。

採捕の種類	海 域	期 間
沖合底びき網漁業	北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海	平成26年7月1日から平成26年8月31日まで

(3) さめがれい

さめがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さめがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で62, 818（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係 数
沖合底びき網漁業	北緯42度1分東経143度9分2秒の点(旧幌泉灯台中心点)と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と	平成26年5月1日から平成26年6月30日まで	10

に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

いかなごの漁獲努力可能量は、1月から12月までの沖合底びき網漁業の漁獲努力量で616（隻日）とする。

採捕の種類	海 域	期 間
沖合底びき網漁業	北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海	平成26年7月1日から平成26年8月31日まで

(3) さめがれい

さめがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さめがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で62, 818（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係 数
沖合底びき網漁業	北緯42度1分東経143度9分2秒の点(旧幌泉灯台中心点)と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と	平成26年5月1日から平成26年6月30日まで	10

	北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東、東経142度29分47秒の線以西の太平洋		
	青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋	平成26年3月1日から平成26年4月30日まで	
	岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル以深の太平洋	平成26年2月1日から平成26年3月31日まで	
小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）	青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県の地先水面	平成26年5月1日から平成26年6月30日まで	1

(4) さわら

さわらの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さわらの漁獲努力可能量は、3月から翌年2月までのさわら流し網漁業（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成8年農林水産省令第31号。以下「省令」という。）第1条第6号に規定するさわら流し網漁業をいう。以下同じ。）の漁獲努力量で121,461（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

	北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東、東経142度29分47秒の線以西の太平洋		
	青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋	平成26年3月1日から平成26年4月30日まで	
	岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル以深の太平洋	平成26年2月1日から平成26年3月31日まで	
小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）	青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県の地先水面	平成26年5月1日から平成26年6月30日まで	1

(4) さわら

さわらの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さわらの漁獲努力可能量は、3月から翌年2月までのさわら流し網漁業の漁獲努力量で121,461（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係数
中型まき網漁業 (うちさわらを採捕目的とするもの)	瀬戸内海	平成26年6月1日から平成26年8月31日まで	10
はなつぎ網漁業		平成26年5月6日から平成26年6月15日まで	5
さわら流し網漁業	(1) 瀬戸内海 (2) <u>愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬突端と大分県大分市関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域 (以下「宇和海」という)</u>	平成26年4月1日から平成26年7月31日まで及び平成26年9月1日から平成26年12月31日までの期間から府県別に定める期間	1
さわら船びき網漁業	瀬戸内海	平成26年5月1日から平成26年6月15日まで	5

(注1) 中型まき網漁業とは、漁業法第66条第1項に規定する中型まき網漁業をいう。以下同じ。

(注2) はなつぎ網漁業とは、省令第1条第5号に規定するはなつぎ網漁業をいう。以下同じ。

(注3) さわら船びき網漁業とは、省令第1条第7号に規定するさわら船びき網漁業をいう。以下同じ。

(注4) 瀬戸内海とは、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第27条に規定する瀬戸内海海域をいう。以下同じ。

(5) とらふぐ

採捕の種類	海 域	期 間	係数
中型まき網漁業 (うちさわらを採捕目的とするもの)	瀬戸内海	平成26年6月1日から平成26年8月31日まで	10
はなつぎ網漁業		平成26年5月6日から平成26年6月15日まで	5
さわら流し網漁業	(1) 瀬戸内海 (2) <u>宇和海</u>	平成26年4月1日から平成26年7月31日まで及び平成26年9月1日から平成26年12月31日までの期間から府県別に定める期間	1
さわら船びき網漁業	瀬戸内海	平成26年5月1日から平成26年6月15日まで	5

(5) とらふぐ

とらふぐの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

とらふぐの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業（小型機船底びき網漁業取締規則第1条第1項第3号に規定する種類のことをいう。以下同じ。）であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業（小型機船底びき網漁業取締規則第1条第1項第5号に規定する種類のことをいう。以下同じ。）の漁獲努力量で7,953（隻日）とする。

採捕の種類	海 域	期 間
小型機船底びき網漁業（うち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業）	三河湾	平成26年10月1日から平成26年10月31日まで
小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	伊勢湾	平成26年11月1日から平成26年11月30日まで

（注1）三河湾とは、愛知県知多郡南知多町大字師崎林崎及び同県同郡南知多町大字日間賀島尾張大磯灯標並びに愛知県田原市伊良湖町古山頂上を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海域をいう。以下同じ。

（注2）伊勢湾とは、三重県鳥羽市小浜町西崎、桃取町島ヶ崎、答志町長刀鼻、神島町ゴリ鼻及び神島町オーカ鼻並びに愛知県田原市伊良湖町古山頂上を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海域から三河湾を除いた海域をいう。以下同じ。

とらふぐの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

とらふぐの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業の漁獲努力量で7,953（隻日）とする。

採捕の種類	海 域	期 間
小型機船底びき網漁業（うち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業）	三河湾	平成26年10月1日から平成26年10月31日まで
小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	伊勢湾	平成26年11月1日から平成26年11月30日まで

(6) まがれい

まがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で10,288(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係数
沖合底びき網漁業	青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海	平成26年9月1日から平成26年10月31日まで	2
小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	秋田県の地先水面から山形県の地先水面まで	平成26年9月1日から平成26年10月31日まで	1
小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	次のア、イ、ウ、エの4点を順次結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ <u>新潟市新川の最大高潮時における河口の中心点</u> (以下「新	平成26年9月1日から平成26年10月31日まで	2

(6) まがれい

まがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で10,288(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係数
沖合底びき網漁業	青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海	平成26年9月1日から平成26年10月31日まで	2
小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	秋田県の地先水面から山形県の地先水面まで	平成26年9月1日から平成26年10月31日まで	1
小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	次のア、イ、ウ、エの4点を順次結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ <u>新川河口中心点</u> と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上	平成26年9月1日から平成26年10月31日まで	2

	<u>川河口中心点」とい う。)</u> と佐渡市鴻ノ瀬 鼻灯台中心点とを結 ぶ線上新川河口中心 点から10海里の点 エ 新川河口中心点		
かれい固定式刺 し網漁業	秋田県の地先水面(ただ し第2種共同漁業権水 域を除く)	平成26年2月1 日から平成26年 3月31日まで	0.5
	山形県の地先水面	平成26年3月1 日から平成26年 4月30日まで	0.5

(注) かれい固定式刺し網漁業とは、省令第1条第4号に規定するかれい
固定式刺し網漁業をいう。以下同じ。

(7) まこがれい

まこがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類
に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まこがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底
びき網漁業のうち手繰第2種漁業(小型機船底びき網漁業取締規則第
1条第1項第2号に規定する種類のものをいう。以下同じ。)及び手
繰第3種漁業の漁獲努力量で16,260(隻日)とする。

採捕の種類	海 域	期 間
小型機船底びき網 漁業(うち手繰第2 種漁業及び手繰第 3種漁業)	周防灘	平成26年1月1日 から平成26年2月 10日まで

(注) 周防灘とは、次のア、イの2点を結んだ線及びウ、エ、オ、カの4点

	新川河口中心点から 10海里の点 エ 新川河口中心点		
かれい固定式刺 し網漁業	秋田県の地先水面(ただ し第2種共同漁業権水 域を除く)	平成26年2月1 日から平成26年 3月31日まで	0.5
	山形県の地先水面	平成26年3月1 日から平成26年 4月30日まで	0.5

(7) まこがれい

まこがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類
に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まこがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底
びき網漁業のうち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業の漁獲努力量
で16,260(隻日)とする。

採捕の種類	海 域	期 間
小型機船底びき網 漁業(うち手繰第2 種漁業及び手繰第 3種漁業)	周防灘	平成26年1月1日 から平成26年2月 10日まで

を順次結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域をいう。
以下同じ。

ア 山口県下関市火ノ山下潮流信号所

イ 福岡県北九州市門司区門司埼灯台

ウ 大分県国東市国東港富来浦北防波堤灯台

エ 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点

オ 大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県光市大字室積村杵崎西端と大分県国東市国東港富来浦北防波堤灯台とを結ぶ線との交点

カ 山口県光市大字室積村杵崎西端

(8) やなぎむしがれい

やなぎむしがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

やなぎむしがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業の漁獲努力量で69,346(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係 数
沖合底びき網漁業	宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋	平成26年4月1日から平成26年6月30日まで	10
小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船)	福島県の地先水面から茨城県の地先水面まで	平成26年4月1日から平成26年6月30日	1

(8) やなぎむしがれい

やなぎむしがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

やなぎむしがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業の漁獲努力量で69,346(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係 数
沖合底びき網漁業	宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋	平成26年4月1日から平成26年6月30日まで	10
小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船)	福島県の地先水面から茨城県の地先水面まで	平成26年4月1日から平成26年6月30日	1

底びき網漁業)		まで	
---------	--	----	--

底びき網漁業)		まで	
---------	--	----	--

3 第2種特定海洋生物資源ごとの平成27年から始まる期間の漁獲努力可能量及び管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、以下の(1)～(8)のとおりとする。

(新規)

(1) あかがれい

あかがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

あかがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で22,320(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係 数
沖合底びき網漁業(うち1そうびき)	東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海(ただし北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く)	平成27年4月1日から平成27年5月31日まで	2
沖合底びき網漁業(うち2そうびき)	東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海	平成27年4月1日から平成27年5月31日まで	6

小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）	石川県の地先水面から京都府の地先水面（日本海に限る）まで	平成27年4月1日から平成27年5月31日まで	1
-----------------------	------------------------------	-------------------------	---

(2) いかなご

いかなごの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

いかなごの漁獲努力可能量は、1月から12月までの沖合底びき網漁業の漁獲努力量で616（隻日）とする。

採捕の種類	海 域	期 間
沖合底びき網漁業	北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海	平成27年7月1日から平成27年8月31日まで

(3) さめがれい

さめがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さめがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で62,818（隻日）とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係 数
沖合底びき網漁業	北緯42度1分東経143度9分2秒の点（旧	平成27年5月1日から平成27年	10

	幌泉灯台中心点) と青森 県下北郡大間町大間埼 突端とを結ぶ線以南、青 森岩手両県界正東の線 以北、青森県下北郡東通 村尻屋埼灯台中心点と 北海道函館市恵山岬灯 台中心点を結んだ線以 東、東経142度29分 47秒の線以西の太平 洋	6月30日まで	
	青森岩手両県界正東の 線以南、岩手宮城両県界 正東の線以北の太平洋	平成27年3月1 日から平成27年 4月30日まで	
	岩手宮城両県界正東の 線以南、茨城千葉両県界 正東の線以北、水深50 0メートル以深の太平 洋	平成27年2月1 日から平成27年 3月31日まで	
小型機船底びき 網漁業(うち手 繰第1種漁業)	青森県下北郡東通村尻 屋埼灯台中心点と北海 道函館市恵山岬灯台中 心点を結んだ線以東の 青森県の地先水面	平成27年5月1 日から平成27年 6月30日まで	1

(4) さわら

さわらの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

さわらの漁獲努力可能量は、3月から翌年2月までのさわら流し

網漁業の漁獲努力量で121,461(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係数
中型まき網漁業 (うちさわらを採捕目的とするもの)	瀬戸内海	平成27年6月1日から平成27年8月31日まで	10
はなつぎ網漁業		平成27年5月6日から平成27年6月15日まで	5
さわら流し網漁業	(1)瀬戸内海 (2)宇和海	平成27年4月1日から平成27年7月31日まで及び平成27年9月1日から平成27年12月31日までの期間から府県別に定める期間	1
さわら船びき網漁業	瀬戸内海	平成27年5月1日から平成27年6月15日まで	5

(5) とらふぐ

とらふぐの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

とらふぐの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業であつてとらふぐを採捕するもの及

びその他の小型機船底びき網漁業の漁獲努力量で7,953(隻日)とする。

採捕の種類	海 域	期 間
小型機船底びき網漁業(うち手繰第3種漁業であつてとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業)	三河湾	平成27年10月1日から平成27年10月31日まで
小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	伊勢湾	平成27年11月1日から平成27年11月30日まで

(6) まがれい

まがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

まがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業の漁獲努力量で10,288(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係数
沖合底びき網漁業	青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東	平成27年9月1日から平成27年10月31日まで	2

	<u>の日本海</u>		
<u>小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）</u>	<u>秋田県の地先水面から山形県の地先水面まで</u>	<u>平成27年9月1日から平成27年10月31日まで</u>	<u>1</u>
<u>小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）</u>	<u>次のア、イ、ウ、エの4点を順次結んだ3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</u> <u>ア 山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点</u> <u>イ アから西北西の線上15海里の点</u> <u>ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点</u> <u>エ 新川河口中心点</u>	<u>平成27年9月1日から平成27年10月31日まで</u>	<u>2</u>
<u>かがい固定式刺し網漁業</u>	<u>秋田県の地先水面（ただし第2種共同漁業権水域を除く）</u>	<u>平成27年2月1日から平成27年3月31日まで</u>	<u>0.5</u>
	<u>山形県の地先水面</u>	<u>平成27年3月1日から平成27年4月30日まで</u>	<u>0.5</u>
<p><u>(7) まこがれい</u> <u>まこがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。</u></p>			

まごがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業の漁獲努力量で16,260(隻日)とする。

採捕の種類	海 域	期 間
小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業)	周防灘	平成27年1月1日から平成27年2月10日まで

(8) やなぎむしがれい

やなぎむしがれいの管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

やなぎむしがれいの漁獲努力可能量は、1月から12月までの小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業の漁獲努力量で69,346(隻日)とする。これは、次表の採捕の種類ごとの漁獲努力量を同表の係数で乗じた上、これらを合算したものである。

採捕の種類	海 域	期 間	係 数
沖合底びき網漁業	宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋	平成27年4月1日から平成27年6月30日まで	10
小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	福島県の地先水面から茨城県の地先水面まで	平成27年4月1日から平成27年6月30日まで	1

第9 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち指定漁業等

第9 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち指定漁業等

の種類別に定める量に関する事項

(削除)

の種類別に定める量に関する事項

1 第8の2の(1)～(8)に定める第2種特定海洋生物資源ごとの平成25年から始まる期間の漁獲努力可能量について指定漁業等の種類別に定める量並びにその対象となる指定漁業等の種類に係る海域及び期間は、以下の(1)～(5)のとおりとする。

(1) あかがれい

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
沖合底びき網漁業(うち1そうびき)	東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海(ただし北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く)	平成25年4月1日から平成25年5月31日まで	6,210
沖合底びき網漁業(うち2そうびき)	東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海	平成25年4月1日から平成25年5月31日まで	575

(2) いかなご

指定漁業	海 域	期 間	漁獲努力量
------	-----	-----	-------

等の種類			(隻日)
沖合底びき網漁業	北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海	平成25年7月1日から平成25年8月31日まで	616

(3) さめがれい

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
沖合底びき網漁業	北緯42度1分東経143度9分2秒の点(旧幌泉灯台中心点)と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东、東経142度29分47秒の線以西の太平洋	平成25年5月1日から平成25年6月30日まで	1,030
	青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平	平成25年3月1日から平成25年4月30日	909

	<u>洋</u>	<u>まで</u>	
	<u>岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル以深の太平洋</u>	<u>平成25年2月1日から平成25年3月31日まで</u>	<u>4,304</u>

(4) まがれい

<u>指定漁業等の種類</u>	<u>海 域</u>	<u>期 間</u>	<u>漁獲努力量(隻日)</u>
<u>沖合底びき網漁業</u>	<u>青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海</u>	<u>平成25年9月1日から平成25年10月31日まで</u>	<u>729</u>

(5) やなぎむしがれい

<u>指定漁業等の種類</u>	<u>海 域</u>	<u>期 間</u>	<u>漁獲努力量(隻日)</u>
<u>沖合底びき網漁業</u>	<u>宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋</u>	<u>平成25年4月1日から平成25年6月30日まで</u>	<u>6,565</u>

1 第8の2の(1)～(8)に定める第2種特定海洋生物資源ごとの平成26年から始まる期間の漁獲努力可能量について指定漁業等の種

2 第8の3の(1)～(8)に定める第2種特定海洋生物資源ごとの平成26年から始まる期間の漁獲努力可能量について指定漁業等の種

類別に定める量並びにその対象となる指定漁業等の種類に係る海域及び期間は、以下の(1)～(5)のとおりとする。

(1) あかがれい

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
沖合底びき網漁業(うち1そうびき)	東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海(ただし北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く)	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで	6,210
沖合底びき網漁業(うち2そうびき)	東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで	575

(2) いかなご

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
沖合底びき網漁業	北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分	平成26年7月1日から平成26年8月31日	616

類別に定める量並びにその対象となる指定漁業等の種類に係る海域及び期間は、以下の(1)～(5)のとおりとする。

(1) あかがれい

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
沖合底びき網漁業(うち1そうびき)	東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海(ただし北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く)	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで	6,210
沖合底びき網漁業(うち2そうびき)	東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで	575

(2) いかなご

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
沖合底びき網漁業	北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分	平成26年7月1日から平成26年8月31日	616

	の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海	まで	
--	-------------------------------------	----	--

(3) さめがれい

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
沖合底びき網漁業	北緯42度1分東経143度9分2秒の点(旧幌泉灯台中心点)と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东、東経142度29分47秒の線以西の太平洋	平成26年5月1日から平成26年6月30日まで	1,030
	青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋	平成26年3月1日から平成26年4月30日まで	909
	岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深	平成26年2月1日から平成26年3月31日	4,304

	の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海	まで	
--	-------------------------------------	----	--

(3) さめがれい

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
沖合底びき網漁業	北緯42度1分東経143度9分2秒の点(旧幌泉灯台中心点)と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东、東経142度29分47秒の線以西の太平洋	平成26年5月1日から平成26年6月30日まで	1,030
	青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋	平成26年3月1日から平成26年4月30日まで	909
	岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深	平成26年2月1日から平成26年3月31日	4,304

	500メートル以深の太平洋	まで	
--	---------------	----	--

(4) まがれい

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
沖合底びき網漁業	青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海	平成26年9月1日から平成26年10月31日まで	729

(5) やなぎむしがれい

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
沖合底びき網漁業	宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋	平成26年4月1日から平成26年6月30日まで	6,565

2 第8の3の(1)～(8)に定める第2種特定海洋生物資源ごとの平成27年から始まる期間の漁獲努力可能量について指定漁業等の種類別に定める量並びにその対象となる指定漁業等の種類に係る海域及び期間は、以下の(1)～(5)のとおりとする。

(1) あかがれい

	500メートル以深の太平洋	まで	
--	---------------	----	--

(4) まがれい

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
沖合底びき網漁業	青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海	平成26年9月1日から平成26年10月31日まで	729

(5) やなぎむしがれい

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
沖合底びき網漁業	宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋	平成26年4月1日から平成26年6月30日まで	6,565

(新規)

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
沖合底びき網漁業(うち1そうびき)	東経130度30分の線以東、東経137度の線以西の日本海(ただし北緯40度10分9秒の線、北緯38度50分10秒の線、東経135度59分49秒の線、東経132度59分50秒の線で囲まれた海域を除く)	平成27年4月1日から平成27年5月31日まで	6,210
沖合底びき網漁業(うち2そうびき)	東経132度30分の線以東、東経134度30分の線以西の日本海	平成27年4月1日から平成27年5月31日まで	575

(2) いかなご

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
沖合底びき網漁業	北海道枝幸紋別両郡界の最大高潮時海岸線上の点から43度30分の線以北、北海道稚内市宗谷岬突端から74度00分の線以南のオホーツク海	平成27年7月1日から平成27年8月31日まで	616

(3) さめがれい

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
沖合底びき網漁業	北緯42度1分東経143度9分2秒の点(旧幌泉灯台中心点)と青森県下北郡大間町大間埼突端とを結ぶ線以南、青森岩手両県界正東の線以北、青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东、東経142度29分47秒の線以西の太平洋	平成27年5月1日から平成27年6月30日まで	1,030
	青森岩手両県界正東の線以南、岩手宮城両県界正東の線以北の太平洋	平成27年3月1日から平成27年4月30日まで	909
	岩手宮城両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル以深の太平洋	平成27年2月1日から平成27年3月31日まで	4,304

(4) まがれい

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
沖合底びき網漁業	青森県東津軽郡龍飛埼突端正西の線以南、北緯39度の線以北、東経138度30分の線以東の日本海	平成27年9月1日から平成27年10月31日まで	729

(5) やなぎむしがれい

指定漁業等の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
沖合底びき網漁業	宮城福島両県界正東の線以南、茨城千葉両県界正東の線以北、水深500メートル未満の太平洋	平成27年4月1日から平成27年6月30日まで	6,565

第10 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について都道府県別に定める量に関する事項

(削除)

第10 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について都道府県別に定める量に関する事項

1 第8の2の(1)～(8)に定める第2種特定海洋生物資源ごとの平成25年から始まる期間の漁獲努力可能量について都道府県別に定める量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下の(1)～(7)のとおりとする。

(1) あかがれい

第8の2の(1)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、次表のとおりと

する。

都道府県名	採捕の種類	期 間	漁獲努力量 (隻日)
石川県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）	平成25年4月1日から平成25年5月31日まで	3,884
福井県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）	平成25年4月1日から平成25年5月31日まで	2,006
京都府	小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）	平成25年4月1日から平成25年5月31日まで	560

(2) さめがれい

第8の2の(3)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
青森県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第1種漁業）	青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の	平成25年5月1日から平成25年6月30日まで	388

(3) さわら

第8の2の(4)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

同一県に一つの採捕の種類に対して二つの期間を定めて各期間毎に漁獲努力量を割り当てている県、同一県に二つの海域を定めて各海域毎に期間及び漁獲努力量を割り当てている県又は同一県に二つの採捕の種類に対して漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の期間間又は採捕の種類間で漁獲努力量を再配分してはならない。

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
大阪府	さわら流し網漁業		平成25年9月1日から平成25年11月30日まで	5, 135
兵庫県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成25年4月20日から平成25年6月15日まで	3, 140
	はなつぎ網漁業		平成25年5月6日から平成25年6月15日まで	2, 020
岡山県	さわら流し網漁業		平成25年4月20日から平成25年6月15日まで	6, 705

			<u>日まで</u>	
	<u>さわら船 びき網漁 業</u>		<u>平成25年5月 1日から平成2 5年6月15日 まで</u>	<u>74</u>
	<u>広島県</u>		<u>さわら流 し網漁業</u>	<u>5,813</u>
			<u>平成25年4月 20日から平成 25年6月20 日まで</u>	
			<u>中型まき 網漁業（ うちさわ らを採捕 目的とす るもの）</u>	<u>1,288</u>
			<u>平成25年6月 1日から平成2 5年8月31日 まで</u>	
	<u>山口県</u>	<u>瀬戸内海</u>	<u>さわら流 し網漁業</u>	<u>6,787</u>
			<u>平成25年6月 16日から平成 25年7月31 日まで</u>	
			<u>平成25年9月 1日から平成2 5年11月30 日まで</u>	<u>13,455</u>
	<u>徳島県</u>	<u>瀬戸内海</u>	<u>さわら流 し網漁業</u>	<u>1,736</u>
			<u>平成25年4月 11日から平成 25年6月15 日まで</u>	
	<u>香川県</u>		<u>さわら流 し網漁業</u>	<u>10,440</u>
			<u>平成25年4月 20日から平成</u>	

			<u>25年6月15日</u> <u>まで</u>	
<u>愛媛県</u>	<u>さわら流</u> <u>し網漁業</u>	<u>瀬戸内海</u>	<u>平成25年4月</u> <u>1日から平成2</u> <u>5年6月30日</u> <u>まで</u>	<u>16,590</u>
			<u>平成25年9月</u> <u>1日から平成2</u> <u>5年11月30</u> <u>日まで</u>	<u>5,880</u>
		<u>宇和海</u>	<u>平成25年10</u> <u>月1日から平成</u> <u>25年12月3</u> <u>1日まで</u>	<u>7,490</u>
<u>福岡県</u>	<u>さわら流</u> <u>し網漁業</u>	<u>瀬戸内海</u>	<u>平成25年9月</u> <u>1日から平成2</u> <u>5年12月31</u> <u>日まで</u>	<u>1,440</u>
<u>大分県</u>	<u>さわら流</u> <u>し網漁業</u>	<u>瀬戸内海</u>	<u>平成25年9月</u> <u>1日から平成2</u> <u>5年12月31</u> <u>日まで</u>	<u>13,500</u>

(4) とらふぐ

第8の2の(5)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

同一の県に二つの海域を定めて各海域ごとに期間及び漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の海域間で漁獲努力量を再配分

してはならない。

都道府 県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
愛知県	小型機船底びき 網漁業(うち手繰 第3種漁業であ ってとらふぐを 採捕するもの及 びその他の小型 機船底びき網漁 業)	三河湾	平成25年1 0月1日から 平成25年1 0月31日ま で	3, 287
	小型機船底びき 網漁業(うちその 他の小型機船底 びき網漁業)	伊勢湾	平成25年1 1月1日から 平成25年1 1月30日ま で	2, 635
三重県	小型機船底びき 網漁業(うちその 他の小型機船底 びき網漁業)	伊勢湾	平成25年1 1月1日から 平成25年1 1月30日ま で	2, 031

(5) まがれい

第8の2の(6)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定め
る量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表の
とおりとする。

都道府	採捕の種	海 域	期 間	漁獲努力量
-----	------	-----	-----	-------

	県名	類			(隻日)
	秋田県	小型機船 底びき網 漁業(うち 手繰第 1種漁業)		平成25年9月 1日から平成2 5年10月31 日まで	651
		かれい固 定式刺し 網漁業	秋田県の地先水面 (ただし第2種共 同漁業権水域を除 く)	平成25年2月 1日から平成2 5年3月31日 まで	3,099
	山形県	小型機船 底びき網 漁業(うち 手繰第 1種漁業)		平成25年9月 1日から平成2 5年10月31 日まで	1,870
		かれい固 定式刺し 網漁業		平成25年3月 1日から平成2 5年4月30日 まで	2,147
	新潟県	小型機船 底びき網 漁業(うち その他 の小型機 船底びき 網漁業)	次のア、イ、ウ、 エの4点を順次結 んだ3線と最大高 潮時海岸線とによ って囲まれた海域 ア 山形新潟両県 界の最大高潮 時海岸線上の	平成25年9月 1日から平成2 5年10月31 日まで	1,843

		<u>点</u> <u>イ アから西北西</u> <u>の線上15海</u> <u>里の点</u> <u>ウ 新川河口中心</u> <u>点と佐渡市鴻</u> <u>ノ瀬鼻灯台中</u> <u>心点とを結ぶ</u> <u>線上新川河口</u> <u>中心点から1</u> <u>0海里の点</u> <u>エ 新川河口中心</u> <u>点</u>		
--	--	---	--	--

(6) まこがれい

第8の2の(7)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

<u>都道府</u> <u>県名</u>	<u>採捕の種類</u>	<u>海 域</u>	<u>期 間</u>	<u>漁獲努力量</u> <u>(隻日)</u>
<u>山口県</u>	<u>小型機船底び</u> <u>き網漁業(う</u> <u>ち手繰第2種</u> <u>漁業及び手繰</u> <u>第3種漁業)</u>	<u>周防灘</u>	<u>平成25年1</u> <u>月1日から平</u> <u>成25年2月</u> <u>10日まで</u>	<u>11,685</u>
<u>福岡県</u>	<u>小型機船底び</u> <u>き網漁業(う</u> <u>ち手繰第2種</u>	<u>周防灘</u>	<u>平成25年1</u> <u>月1日から平</u> <u>成25年2月</u>	<u>2,130</u>

	<u>漁業及び手繰 第3種漁業)</u>		<u>10日まで</u>	
<u>大分県</u>	<u>小型機船底び き網漁業(う ち手繰第2種 漁業及び手繰 第3種漁業)</u>	<u>周防灘</u>	<u>平成25年1 月1日から平 成25年2月 10日まで</u>	<u>2,445</u>

(7) やなぎむしがれい

第8の2の(8)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定め
る量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、次表のとおりと
する。

<u>都道府県名</u>	<u>採捕の種類</u>	<u>期 間</u>	<u>漁獲努力量 (隻日)</u>
<u>福島県</u>	<u>小型機船底びき網漁業(う ちその他の小型機船底び き網漁業)</u>	<u>平成25年4月 1日から平成2 5年6月30日 まで</u>	<u>1,776</u>
<u>茨城県</u>	<u>小型機船底びき網漁業(う ちその他の小型機船底び き網漁業)</u>	<u>平成25年4月 1日から平成2 5年6月30日 まで</u>	<u>1,920</u>

1 第8の2の(1)～(8)に定める第2種特定海洋生物資源ごとの平成26年から始まる期間の漁獲努力可能量について都道府県別に定める量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下の(1)～(7)のとおりとする。

2 第8の3の(1)～(8)に定める第2種特定海洋生物資源ごとの平成26年から始まる期間の漁獲努力可能量について都道府県別に定める量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下の(1)～(7)のとおりとする。

(1) あかがれい

第8の2の(1)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	期 間	漁獲努力量 (隻日)
石川県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで	3,884
福井県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで	2,006
京都府	小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで	560

(2) さめがれい

第8の2の(3)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
青森県	小型機船底びき網	青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心	平成26年5月1日から平成2	388

(1) あかがれい

第8の3の(1)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	期 間	漁獲努力量 (隻日)
石川県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで	3,884
福井県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで	2,006
京都府	小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	平成26年4月1日から平成26年5月31日まで	560

(2) さめがれい

第8の3の(3)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
青森県	小型機船底びき網	青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心	平成26年5月1日から平成2	388

漁業（うち手繰第1種漁業）	点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県の地先水面	6年6月30日まで	
---------------	----------------------------------	-----------	--

(3) さわら

第8の2の(4)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

同一県に一つの採捕の種類に対して二つの期間を定めて各期間毎に漁獲努力量を割り当てている県、同一県に二つの海域を定めて各海域毎に期間及び漁獲努力量を割り当てている県又は同一県に二つの採捕の種類に対して漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の期間間又は採捕の種類間で漁獲努力量を再配分してはならない。

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
大阪府	さわら流し網漁業		平成26年9月1日から平成26年11月30日まで	5, 135
兵庫県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成26年4月20日から平成26年6月15日まで	3, 140
	はなつぎ網漁業		平成26年5月6日から平成26年6月15日まで	2, 020

漁業（うち手繰第1種漁業）	点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県の地先水面	6年6月30日まで	
---------------	----------------------------------	-----------	--

(3) さわら

第8の3の(4)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

同一県に一つの採捕の種類に対して二つの期間を定めて各期間毎に漁獲努力量を割り当てている県、同一県に二つの海域を定めて各海域毎に期間及び漁獲努力量を割り当てている県又は同一県に二つの採捕の種類に対して漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の期間間又は採捕の種類間で漁獲努力量を再配分してはならない。

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
大阪府	さわら流し網漁業		平成26年9月1日から平成26年11月30日まで	5, 135
兵庫県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成26年4月20日から平成26年6月15日まで	3, 140
	はなつぎ網漁業		平成26年5月6日から平成26年6月15日まで	2, 020

岡山県	さわら流し網漁業		平成26年4月20日から平成26年6月15日まで	6,705	岡山県	さわら流し網漁業		平成26年4月20日から平成26年6月15日まで	6,705
	さわら船びき網漁業		平成26年5月1日から平成26年6月15日まで	74		さわら船びき網漁業		平成26年5月1日から平成26年6月15日まで	74
広島県	さわら流し網漁業		平成26年4月20日から平成26年6月20日まで	5,813	広島県	さわら流し網漁業		平成26年4月20日から平成26年6月20日まで	5,813
	中型まき網漁業（うちさわらを採捕目的とするもの）		平成26年6月1日から平成26年8月31日まで	1,288		中型まき網漁業（うちさわらを採捕目的とするもの）		平成26年6月1日から平成26年8月31日まで	1,288
山口県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成26年6月16日から平成26年7月31日まで	6,787	山口県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成26年6月16日から平成26年7月31日まで	6,787
			平成26年9月1日から平成26年11月30日まで	13,455				平成26年9月1日から平成26年11月30日まで	13,455
徳島県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成26年4月11日から平成26年6月15日まで	1,736	徳島県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成26年4月11日から平成26年6月15日まで	1,736

			日まで	
香川県	さわら流し網漁業		平成26年4月20日から平成26年6月15日まで	10,440
愛媛県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成26年4月1日から平成26年6月30日まで	16,590
			平成26年9月1日から平成26年11月30日まで	5,880
		宇和海	平成26年10月1日から平成26年12月31日まで	7,490
福岡県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成26年9月1日から平成26年12月31日まで	1,440
大分県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成26年9月1日から平成26年12月31日まで	13,500

(4) とらふぐ

第8の2の(5)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表の

			日まで	
香川県	さわら流し網漁業		平成26年4月20日から平成26年6月15日まで	10,440
愛媛県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成26年4月1日から平成26年6月30日まで	16,590
			平成26年9月1日から平成26年11月30日まで	5,880
		宇和海	平成26年10月1日から平成26年12月31日まで	7,490
福岡県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成26年9月1日から平成26年12月31日まで	1,440
大分県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成26年9月1日から平成26年12月31日まで	13,500

(4) とらふぐ

第8の3の(5)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表の

とおりとする。

同一の県に二つの海域を定めて各海域ごとに期間及び漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の海域間で漁獲努力量を再配分してはならない。

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
愛知県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業)	三河湾	平成26年10月1日から平成26年10月31日まで	3, 287
	小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	伊勢湾	平成26年1月1日から平成26年1月30日まで	2, 635
三重県	小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	伊勢湾	平成26年1月1日から平成26年1月30日まで	2, 031

(5) まがれい

第8の2の(6)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表の

とおりとする。

同一の県に二つの海域を定めて各海域ごとに期間及び漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の海域間で漁獲努力量を再配分してはならない。

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
愛知県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業)	三河湾	平成26年10月1日から平成26年10月31日まで	3, 287
	小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	伊勢湾	平成26年1月1日から平成26年1月30日まで	2, 635
三重県	小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	伊勢湾	平成26年1月1日から平成26年1月30日まで	2, 031

(5) まがれい

第8の3の(6)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表の

とおりとする。

都道府 県名	採捕の種 類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
秋田県	小型機船 底びき網 漁業（う ち手繰第 1種漁業 ）		平成26年9月 1日から平成2 6年10月31 日まで	651
	かれい固 定式刺し 網漁業	秋田県の地先水面 （ただし第2種共 同漁業権水域を除 く）	平成26年2月 1日から平成2 6年3月31日 まで	3,099
山形県	小型機船 底びき網 漁業（う ち手繰第 1種漁業 ）		平成26年9月 1日から平成2 6年10月31 日まで	1,870
	かれい固 定式刺し 網漁業		平成26年3月 1日から平成2 6年4月30日 まで	2,147
新潟県	小型機船 底びき網 漁業（う ちその他 の小型機	次のア、イ、ウ、 エの4点を順次結 んだ3線と最大高 潮時海岸線とによ って囲まれた海域	平成26年9月 1日から平成2 6年10月31 日まで	1,843

とおりとする。

都道府 県名	採捕の種 類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
秋田県	小型機船 底びき網 漁業（う ち手繰第 1種漁業 ）		平成26年9月 1日から平成2 6年10月31 日まで	651
	かれい固 定式刺し 網漁業	秋田県の地先水面 （ただし第2種共 同漁業権水域を除 く）	平成26年2月 1日から平成2 6年3月31日 まで	3,099
山形県	小型機船 底びき網 漁業（う ち手繰第 1種漁業 ）		平成26年9月 1日から平成2 6年10月31 日まで	1,870
	かれい固 定式刺し 網漁業		平成26年3月 1日から平成2 6年4月30日 まで	2,147
新潟県	小型機船 底びき網 漁業（う ちその他 の小型機	次のア、イ、ウ、 エの4点を順次結 んだ3線と最大高 潮時海岸線とによ って囲まれた海域	平成26年9月 1日から平成2 6年10月31 日まで	1,843

	船底びき網漁業)	ア 山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点		
--	----------	--	--	--

	船底びき網漁業)	ア 山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ アから西北西の線上15海里の点 ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ 新川河口中心点		
--	----------	--	--	--

(6) まこがれい

第8の2の(7)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

(6) まこがれい

第8の3の(7)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
山口県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業)	周防灘	平成26年1月1日から平成26年2月10日まで	11,685

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
山口県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業)	周防灘	平成26年1月1日から平成26年2月10日まで	11,685

福岡県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業）	周防灘	平成26年1月1日から平成26年2月10日まで	2, 130
大分県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業）	周防灘	平成26年1月1日から平成26年2月10日まで	2, 445

福岡県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業）	周防灘	平成26年1月1日から平成26年2月10日まで	2, 130
大分県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業）	周防灘	平成26年1月1日から平成26年2月10日まで	2, 445

(7) やなぎむしがれい

第8の2の(8)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、次表のとおりとする。

(7) やなぎむしがれい

第8の3の(8)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	期 間	漁獲努力量 (隻日)
福島県	小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	平成26年4月1日から平成26年6月30日まで	1, 776
茨城県	小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	平成26年4月1日から平成26年6月30日まで	1, 920

都道府県名	採捕の種類	期 間	漁獲努力量 (隻日)
福島県	小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	平成26年4月1日から平成26年6月30日まで	1, 776
茨城県	小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	平成26年4月1日から平成26年6月30日まで	1, 920

2 第8の3の(1)～(8)に定める第2種特定海洋生物資源ごとの平成27年から始まる期間の漁獲努力可能量について都道府県別に定

(新規)

める量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、以下の(1)～(7)のとおりとする。

(1) あかがれい

第8の3の(1)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	期 間	漁獲努力量 (隻日)
石川県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	平成27年4月1日から平成27年5月31日まで	3,884
福井県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	平成27年4月1日から平成27年5月31日まで	2,006
京都府	小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)	平成27年4月1日から平成27年5月31日まで	560

(2) さめがれい

第8の3の(3)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府	採捕の種	海 域	期 間	漁獲努力量
-----	------	-----	-----	-------

県名	類			(隻日)
青森県	小型機船 底びき網 漁業(うち 手繰第 1種漁業)	青森県下北郡東通 村尻屋崎灯台中心 点と北海道函館市 恵山岬灯台中心点 を結んだ線以東の 青森県の地先水面	平成27年5月 1日から平成2 7年6月30日 まで	388

(3) さわら

第8の3の(4)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

同一県に一つの採捕の種類に対して二つの期間を定めて各期間毎に漁獲努力量を割り当てている県、同一県に二つの海域を定めて各海域毎に期間及び漁獲努力量を割り当てている県又は同一県に二つの採捕の種類に対して漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の期間間又は採捕の種類間で漁獲努力量を再配分してはならない。

都道府 県名	採捕の種 類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
大阪府	さわら流 し網漁業		平成27年9月 1日から平成2 7年11月30 日まで	5,135
兵庫県	さわら流 し網漁業	瀬戸内海	平成27年4月 20日から平成 27年6月15 日まで	3,140
	はなつぎ		平成27年5月	2,020

	網漁業		6日から平成27年6月15日まで	
岡山県	さわら流し網漁業		平成27年4月20日から平成27年6月15日まで	6,705
	さわら船びき網漁業		平成27年5月1日から平成27年6月15日まで	74
広島県	さわら流し網漁業		平成27年4月20日から平成27年6月20日まで	5,813
	中型まき網漁業（うちさわらを採捕目的とするもの）		平成27年6月1日から平成27年8月31日まで	1,288
山口県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成27年6月16日から平成27年7月31日まで	6,787
			平成27年9月1日から平成27年11月30日まで	13,455

徳島県	さわら流 し網漁業	瀬戸内海	平成27年4月 11日から平成 27年6月15 日まで	1,736
香川県	さわら流 し網漁業		平成27年4月 20日から平成 27年6月15 日まで	10,440
愛媛県	さわら流 し網漁業	瀬戸内海	平成27年4月 1日から平成2 7年6月30日 まで	16,590
			平成27年9月 1日から平成2 7年11月30 日まで	5,880
		宇和海	平成27年10 月1日から平成 27年12月3 1日まで	7,490
福岡県	さわら流 し網漁業	瀬戸内海	平成27年9月 1日から平成2 7年12月31 日まで	1,440
大分県	さわら流 し網漁業	瀬戸内海	平成27年9月 1日から平成2 7年12月31 日まで	13,500

(4) とらふぐ

第8の3の(5)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

同一の県に二つの海域を定めて各海域ごとに期間及び漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の海域間で漁獲努力量を再配分してはならない。

都道府県名	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
愛知県	小型機船底びき網漁業(うち手繰第3種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業)	三河湾	平成27年1月1日から平成27年1月31日まで	3, 287
	小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	伊勢湾	平成27年1月1日から平成27年1月30日まで	2, 635
三重県	小型機船底びき網漁業(うちその他の小型機船底びき網漁業)	伊勢湾	平成27年1月1日から平成27年1月30日まで	2, 031

(5) まがれい

第8の3の(6)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
秋田県	小型機船 底びき網 漁業(うち手繰第 1種漁業)		平成27年9月 1日から平成2 7年10月31 日まで	651
	かれい固 定式刺し 網漁業	秋田県の地先水面 (ただし第2種共 同漁業権水域を除 く)	平成27年2月 1日から平成2 7年3月31日 まで	3,099
山形県	小型機船 底びき網 漁業(うち手繰第 1種漁業)		平成27年9月 1日から平成2 7年10月31 日まで	1,870
	かれい固 定式刺し 網漁業		平成27年3月 1日から平成2 7年4月30日 まで	2,147
新潟県	小型機船 底びき網	次のア、イ、ウ、 エの4点を順次結	平成27年9月 1日から平成2	1,843

	<u>漁業（うちその他 の小型機 船底びき 網漁業）</u>	<u>んだ3線と最大高潮時海岸線とよって囲まれた海域</u> <u>ア 山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点</u> <u>イ アから西北西の線上15海里の点</u> <u>ウ 新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点</u> <u>エ 新川河口中心点</u>	<u>7年10月31日まで</u>		
--	--	--	-------------------	--	--

(6) まこがれい

第8の3の(7)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

<u>都道府 県名</u>	<u>採捕の種類</u>	<u>海 域</u>	<u>期 間</u>	<u>漁獲努力量 (隻日)</u>
山口県	小型機船底びき網漁業（う）	周防灘	平成27年1月1日から平	11,685

	<u>ち手繰第2種 漁業及び手繰 第3種漁業)</u>		<u>成27年2月 10日まで</u>	
<u>福岡県</u>	<u>小型機船底び き網漁業(う ち手繰第2種 漁業及び手繰 第3種漁業)</u>	<u>周防灘</u>	<u>平成27年1 月1日から平 成27年2月 10日まで</u>	<u>2, 130</u>
<u>大分県</u>	<u>小型機船底び き網漁業(う ち手繰第2種 漁業及び手繰 第3種漁業)</u>	<u>周防灘</u>	<u>平成27年1 月1日から平 成27年2月 10日まで</u>	<u>2, 445</u>

(7) やなぎむしがれい

第8の3の(8)に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定め
る量並びにその対象となる採捕の種類に係る期間は、次表のとおりと
する。

<u>都道府県名</u>	<u>採捕の種類</u>	<u>期 間</u>	<u>漁獲努力量 (隻日)</u>
<u>福島県</u>	<u>小型機船底びき網漁業(う ちその他の小型機船底び き網漁業)</u>	<u>平成27年4月 1日から平成2 7年6月30日 まで</u>	<u>1, 776</u>
<u>茨城県</u>	<u>小型機船底びき網漁業(う ちその他の小型機船底び き網漁業)</u>	<u>平成27年4月 1日から平成2 7年6月30日 まで</u>	<u>1, 920</u>

第11 大臣管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

大臣管理努力量に係る農林水産大臣への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

第12 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

第11 大臣管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

大臣管理努力量に係る農林水産大臣への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

第12 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。